平成２２年（フ）第３５９号
東京都清瀬市中清戸１丁目518番地２サンプラザイーストサイドＡ―203号
債務者　葉梨　硬三
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
東京都八王子市暁町２丁目５番16号ビバコート暁Ｆ103号
債務者　高橋　道明
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７９号
東京都八王子市暁町２丁目５番16号ビバコート暁Ｆ103号
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
山口県周南市大字下上133番地の５
債務者　藤本　　威
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６３号
山口県下松市大字河内59番地３
債務者　岡田　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６５号
山口県光市室積中央町９番３号
債務者　鹿島須磨子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６号
島根県江津市都野津町2319番地９
債務者　小川　和男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２１号
島根県浜田市生湯町1286番地５
債務者　荒木　涼恵
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２３５４０号
東京都北区赤羽西６丁目12―８　井沢方３階
破産者　甲賀　洋明
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６８３号
東京都中央区銀座８丁目５番１号
破産者　株式会社モンレーヴ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２９０号
東京都墨田区横網２丁目10番３号
破産者　株式会社ハツピーライフ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２９１号
東京都墨田区亀沢１丁目15―７
破産者　小森　　誠
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１５１号
東京都新宿区北山伏町１丁目11番
破産者　株式会社シリウス
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４２０号
神奈川県川崎市高津区下作延４丁目26―43―108
破産者　谷川　　厚
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３６２号
東京都渋谷区代々木２丁目21番２号　ハイツ代々木301号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木４丁目28番８号
破産者　有限会社モンペリエ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８１１号
東京都練馬区旭丘１丁目10―10―306、開始決定時の住所東京都杉並区高円寺南２丁目53―12
破産者　藤崎　成益
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２４０号
東京都武蔵野市緑町２丁目１―５
破産者　中山　政子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２９２号
東京都千代田区飯田橋２丁目６番２号奥村ビル６・７階
破産者　フューチャー・オブ・ドリームス株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部